

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器酸素濃度サンプリングポンプ（B）より異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
2	2号機	中央制御室換気空調系再循環排風機の前置フィルタ差圧指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧指示計を点検・調整	D	
3	2号機	屋外苛性ソーダタンク用レベル計の目盛板に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
4	2号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（B）の検塩装置用導電率指示計に指示値不良（瞬間的な上昇）の頻発が認められたため、当該装置を点検・調整	D	
5	4号機	原子炉建屋換気空調系の主排気設備排気処理装置の点検口よりエアの吸込み事象が認められたため、当該点検口を点検・修理	D	
6	4号機	復水前置ろ過器（B）のドレン弁及びペント弁に自動開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	5号機	6号機廃棄物処理系の濃縮廃液を5号機廃棄物処理系の廃液濃縮器へ移送する際に、廃棄物処理建屋地下（西側区域）のエリア放射線モニタに指示値上昇が認められたため、対応検討	D	
8	5号機	所内ボイラ用給水ポンプ（C）の軸受部に水切り板の緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋（北側及び南側）の送風機用給気処理装置の暖房用蒸気供給配管上に仮設圧力指示計が取り付けられたままであるため、当該圧力指示計を撤去	対象外	
10	5号機	プロセス計算機用警報メッセージ印字用プリンタに「復水器補給水流量低」の印字が継続されているため、当該補給水流量の計測回路を点検・修理	D	
11	5号機	所内ボイラ（B）のバーナー用蒸気フレキシブル配管の取付部より微少の蒸気リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	廃棄物処理系廃液サージポンプ出口弁駆動用空気の制御用電磁弁前に設置されている潤滑油供給器の上蓋付け根部よりエアリークが認められたため、当該部パッキンを取替	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	主変圧器防災装置仮設ストレナーの入口圧力計内部の結露により指示値読み取り不良が認められたため、当該圧力計を取替及び結露防止カバー取付け	D	
14	6号機	電気品室空調機（A）膨張水タンク補給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプシール水タンク補給水電磁弁に動作不良（開動作不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）のロール間隔計（2台）に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・調整	D	
17	集中環境施設	補助ボイラー（B）の蒸気溜め（A）及び（B）入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	中央制御室内床面ケーブルダクト蓋の取っ手に破損が認められたため、当該取っ手を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで